第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する	事業者	第一号に該当する特定事業者
第七条の四第四項第一号	子会社等	子会社等（特定事業者の子会社（第二条の二第二項に規定する子会社をいう。）若しくは親会社（同項に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定事業者と親会社が同一である他の会社をいう。）
第七条の四第五項及び第六項	事業者	特定事業者
第七条の四第七項	事業者	特定事業者
した違反行為		行つた同項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出
第七条の五第一項各号列記以外の部分	行つた事業者	行つた特定事業者
	報告等事業者	特定報告等事業者
第七条の五第一項第一号ロ	報告等事業者	特定報告等事業者
第七条の五第一項第二号	事業者	特定事業者
第七条の五第二項、第四項、第六項、第七項及び第九項から第十一項まで	報告等事業者	特定報告等事業者
第七条の六（第四号を除く。）	事業者	特定事業者
第七条の六第四号	事業者がした	事業者団体がした
	、当該事業者	、当該特定事業者
	他の事業者	他の特定事業者
	（当該事業者	（当該特定事業者
	及び当該事業者	及び当該特定事業者
	一以上の事業者	一以上の特定事業者
	以外の事業者	以外の特定事業者

	をする	の実行としての事業活動を行う
	をやめる	の実行としての事業活動をやめる
第七条の八第一項	同条、第七条の三	同条
	、第七条の五第三項又は前条第一項	又は第七条の五第三項
第七条の八第二項	第七条の二、第七条の三	第七条の二
	、第七条の五第三項又は前条第一項	又は第七条の五第三項

第九条第五項中「、会社がその総株主の議決権」の下に「（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項において同じ。）」を加える。

第五章中第十九条の前に次の一条を加える。

第十八条の二　この章において「違反行為期間」とは、第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をした事業者に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第二十条の二から第二十条の六までの規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をした事業者に対してする通知をいう。次項において同じ。）を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章において「調査開始日」とは、第二十条の二から第二十条の五までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為をした事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）をいう。

第二十条の二中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「が当該行為」を「が当該違反行為」に改め、「同条第二項及び」を削り、「第七条の二第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「当該行為」を「当該違反行為」に、「について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（次条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」という。）」を「についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。